

第7回松阪市環境基本条例策定委員会



【開催日時】 平成16年1月15日（木） 午後2時から

【開催場所】 市役所 5階 特別会議室

【出席者】

佐伯富樹、寺本博美、富田靖男、大西憲一、筒井弘佳、橋本英一、西川博明、
鈴木重身、花山初子、米田としゑ、佐藤智基、今井久晴

【事務局】

鈴木市民生活部長、池田環境課長、吉川環境課長補佐、村田環境保全係長、
環境推進係若山、小山

【協議内容】

1. 環境基本条例の策定について

先に開催された「環境基本条例の策定に関する庁内調整会議」において、出された
主な意見を事務局より報告した。

委員長「私が全般的な概略を説明した。庁内の委員会において、市民委員会の委員長
が説明するということは今までになかったと思う。その場で、このような市民の方を
中心として基本条例を作っているということで、従来にないような表現を使って非常
にわかりやすいということで、点数的には悪くはなかった。条例について、実は22条
あたりまではなんらかの形で検討してきた。しかし、第3章は、まったく手つかずの

状態である。今日は、第2章は全般的に確認して第3章について検討することになると思う。この第3章は、私たちには直接関わり難い部分でもある。これは仕組みの話であるが、この仕組みが市民サイドから見た場合にこれでよいのかどうかを踏まえながらご検討をいただきたい。」

○第10条について

- 調整会議において、この条文は当たり前なことだという意見がでた。やる側にとっては当たり前だと思うが、当たり前なことを当たり前のように書くことが、市民側からみれば必要なのだろうという意見がでた。これは入れておくべきだと思う。

(結論)

現行のままとなった。

○第12条について

- 調整会議において、施策を明らかにした報告書だけでよいのか。施策の状況そしてその結果を明らかにすべきではないかという意見がでた。この修正は必要である。

(結論)

意見を参考に修正することになった。

○第13条について

- この条文は、「水源涵養ならびに水の浄化作用のための森林の保全」ということが主な内容であるが、第2項の「間伐、枝打ち等の森林の適正な管理及び林地に適した樹種の選択」という森林保全のための具体的方策が、水源涵養と水の浄化作用能力を高めることにつながり難い部分がある。「間伐、枝打ち」に関しては、方策としてはよいのだが費用対効果の面では林業としてはなりたない。また「林地に適した樹種の選択」は、もっともらしい表現であるが、いまいちインパクトがないように感じる。水源涵養とか水の浄化作用のことを考えると、「広葉樹林の選定、植林」など具体的な記述にしたほうがよいのではないか。ここで一步踏み込んだ表現が欲しい。
- 間伐、枝打ち等の作業は、個人の森林所有者で行うことは極めて困難な状況である。「林地に適した樹種の選択」ということも、林業家は広葉樹林よりも

杉やひのきを植えたほうがお金になるので、なかなか広葉樹を植えることができないのが現状である。

- 現状の山林はゾーニングがなされており、公益的な機能を重視した「環境林」と生産のための「生産林」にわかれている。「環境林」については、県と市町村で間伐等を行っていくという方針も打ち出されている。つまり色分けに着目することが大切ではないか。
- 「森林を所有する者」という表現が問題になってくる。
- 松阪では少ないが、多くの森林を持っている森林所有者は、「環境林」よりも「生産林」にしたいとの意向がある。また、ほとんどの森林所有者が現状では森林を適正に管理していくことができずにいることも事実である。
- もう少し現状を踏まえた条文とするのか、いや理想としてこうすべきだという条文にするのか。
- 「環境林」について、先に県や市町村が保全に向けての具体的な対策を講じていると聞いたが、森林を買収しているのか。
- 買収ではない。森林保守者と20年間は伐採しないですよという契約をして県と市町村で間伐等の森林の管理をすることになる。県が主体となって実施している。
- すでにこの施策は実施されていることから考えると、第1項にすべて含まれると考えることができるのではないか。
- 第2項では、強制ではないがやはり必要なことだといえる。
- 森林を所有している人で管理を任せている場合もある。そういうと管理者ことも考える必要があるのではないか。
- 現状では、森林の管理をすることは非常に困難であるが、所有者というのも、森林の保全について一定の責任を負うべきであると思う。ただし、強制というと難しい面もある。
- この条文では、森林における水源の涵養と水の浄化作用能力を高めるための具体的な事項を記す必要はあると思う。直ちにそして絶対やらなければいけないとは言えないが、したほうが良いという方向性だけでも示すことは大切だと思う。具体的には、広葉樹を植えるとか…経営的には難しいとは思いますが。ただ、針葉樹は60年～80年間育てて切り出して、そして現金収入を得ることになるのだが、栗とかくぬぎとかもやり方によって利用価値はあると思う。
- 条文の中にそこまで具体的なことを示すのか。解説の中には、そのようなものは記述しているが。

- 表現として「林地に適した」というのが問題であって、水源涵養及び水の浄化能力を高めるような樹種の選択というようにした方がよいと思う。
- 森林を所有する者とは個人なのか。それとも林業で生計をたてている人なのか。別の仕事をしていて、森林を持っている人は、なかなかそのようなことはできないと思うが。
- ほとんどがそのような人だと思う。
- 「林地に適した」というと、杉かヒノキということも言えるのではないか。
- 経済性を優先する人ばかりでもない。それと地上権というケースも多い。土地だけ借りて木を植えるというもので、これは1代だけという場合が多く、それ以後はどうするのかということも問題になりつつある。
- 地域の山というのもたくさんあるわけで、そういうものは条文にあるようなところざしを持って保全することもできる。
- 今後も個々の森林の所有者が森林を適正に管理していくことは難しいと思われる。そうすると、所有者に代わって森林の保全を行っていくのは、おそらく公的機関になるのではないだろうか。

(結論)

主に県が実施している森林のゾーニングのことや森林の所有者の現状を考慮してもう少し現実的な視点から、条文を検討することになった。

○第16条について

- この条文は景観について書かれてあるが、具体的な高さの制限などのことは入れる必要はあるのか。
- そのような条文を入れると、内容的に一步踏み込んだものになる。問題は、環境基本条例をどのように位置づけるかということである。
- 制限的なものを入れると、罰則のことも関わってくる。そこまでの事項はこの基本条例には入れずに「努力しよう」というものでよいのか。
- 憲法でも、憲法違反だから罰則があるというものではない。その意味では、松阪市の環境における憲法ともいえるこの条例に違反したからと言っても、罰則が適応されるということにならない。また、残念ながら市民憲章というのが松阪市にはない。つまり、市の憲法といえるものがないということになる。だから、この基本条例は環境における市の憲法ともいえるべきものにすべきである。

- 罰則がある基本条例もあるものもある。それは、それぞれの自治体の事情がある。
- 細かな事項は、別のところで規定するという条文は必要ではないのか。
- 実際のところ、第 27 条の委任のところで対応するしかない。それに、実際にいくつかの条例の策定が進められている。

(結論)

現行のままとなった。

○第 23 条について

- 第 3 項での審議会の委員の定数であるが、20 人は多すぎるように思う。13 名ぐらいが会議としてもまとまるのではないか。偶数よりも奇数のほうがよくまとまるであろうし。
- 人数が少ないと喋るらざるを得ないので、人数は少ないほうがよいと思う。
- 第 2 項で、「基本的事項について調査審議する」とあるが、「調査審議する」だけでよいのか。第 9 条第 3 項では、市長は環境審議会の意見を聴くとなっている。

(結論)

意見を参考に修正することになった。

○第 26 条について

- 庁内調整会議では当然であり、条文中に明記する必要があるのかという意見もあったが、やはり財政措置は入れるべきだと思う。

(結論)

現行のままとなった。

○その他

- 第 13 条から 20 条までを比べてみると、第 13 第 2 項で森林の所有者が、第 20 条第 2 項・第 3 項では、それぞれ市民・市民団体、事業者が主体となるとな

っている。その他はすべて市が努めることとなっているが、この部分の調整はつけるべきなのか。

- 前回の目次では節をとってしまったが、それがかえって構成を分かりづらくしたのではないか。
- この2章には、しおりが欲しい。

(結論)

章立てについて、再検討することになった。

○合併に関する4町（嬉野町、三雲町、飯南町、飯高町）の環境基本条例及び環境条例との調整について

事務局より、合併に伴う新市の環境基本条例について、松阪地方合併協議会において新市の環境基本条例と既存の環境基本条例との関係について「新市移行と同時に現在策定中の松阪市環境基本条例により調整する」としているとの経過を報告した。

また、具体的に4町の環境基本条例、環境条例と松阪市環境基本条例中間案の条項の対比させた。嬉野町、三雲町の環境基本条例はほぼ同じ形で構成されており、嬉野町及び三雲町の環境基本条例の第12条の環境情報の提供、同条例の第10条第4項の町民や事業者に対する指導、助言の条文が中間案には含まれておらず、飯南町、飯高町の条例は保全条例であることから、目的、定義、理念、各者の責務（役割）、審議会の条文に関しては、中間案に含まれていることを報告した。

策定委員会では、第12条の環境情報の提供については条文中に明記することで調整するとした。第10条第4項については、指導、助言する内容が条文中ではわからないなど、条文の内容に不明瞭な点があるため、2月23日（月）に開催する「環境保全分科会」（合併）において、嬉野町、三雲町の担当者の意見も聞いて改めて検討することになった。

2. 環境シンポジウムについて

事務局より環境シンポジウムの提案があり、協議の結果次のとおりとなった。

【日時】 平成16年1月13日（土） 午後1時30分から

【会場】 松阪大学 7号館 721 教室

【内容】

総合進行役 橋本委員

- ・ 基調講演 (20 分) 講師 佐伯顧問
- ・ パネルディスカッション (80 分)
 - コーディネーター 寺本委員長
 - パネリスト 富田委員
大橋委員

パネリストについては、現時点で決まった方は 2 名であり、他に事業所関係で 1 名、市民委員より 2 名、市から 1 名の計 6 名となる予定。また、ポスター、チラシのデザインは今井委員にお願いするとした。

次回の会議は、3 月 1 日 (月) 午後 2 時より 5 階 特別会議室にて開催予定。